

監査公表第5号（令和3年5月14日、県公報第199号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（令和2年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月14日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	長裕海

3 教財第 5 2 号  
令和 3 年 4 月 1 2 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三 様
同	世 利 洋 介 様
同	森 行 一 様
同	長 裕 海 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 2 年 1 1 月 9 日 2 監総第 6 5 0 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、  
別紙のとおり通知します。

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて43,676,980円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少してきていることから、引続き以下の取組を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。</li> <li>2 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と翌年2月には、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。 <p>なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響（以下「感染症の影響」という。）により、夕方等に行っている戸別訪問を電話督促に切り替えているが、収束後に訪問を行う予定である。</p> </li> <li>3 長期滞納者に対しては、改めて状況を認識させ、返還を意識付けさせるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。</li> <li>4 県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による日中の戸別訪問を、実施している。 <p>なお、令和2年度は、感染症の影響により、訪問日を縮減せざるを得なかったが、収束後には、従来どおり実施する予定である。</p> </li> </ol> <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>